

(様式 7)

質疑応答書

(参加申請書等、施工実績調書等に関する質問に対する回答)

(仮称) 国際センター駅北地区複合施設新築工事実施設計技術協力業務委託に係る

公募型プロポーザル (分離ECI方式)

提出された質疑について、次のとおり回答します。

番号	書類名	該当頁	質 問 事 項	回答
1	実施要項	【共通】5～7	実施要項第1-10参加資格要件と、別紙5_実績の評価項目及び配点表に記載の実績物件規模がそれぞれ異なりますが、参加資格要件は最低限満たさなければならない内容であり、評価項目及び配点表に記載の内容を満たす事で加算対象となる認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要項	【共通】6	実施設計段階の責任者の要件にて、「実施設計業務における監理技術者又は主任技術者として従事した経験」と記載があるが、従事経験を証明する書類としてどのような書類が必要となるのかご教授願います。	当該技術者の氏名が記載された完成図や施工時に提出した組織図などの書類、所属会社が発行する経歴書等において、雇用責任者が当該実績を証明する内容であれば、その形式は問いません。なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
3	実施要項	【共通】6	第1-10-(2)-④(建築：⑤)「実施設計段階の技術責務責任者の配置」について「実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験」とありますが、設計事務所から設計協力業務を受託し、当該業務に従事した経験も、本要件を満たす実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	設計者として設計業務に従事した実績は認められますが、設計事務所が受託した設計業務の一部を設計協力業務として実施した実績は、本要件における「管理技術者又は主任技術者として従事した経験」には該当しないため、実績として認められません。
4	実施要項	【衛生】6	実施設計段階の責任者ですが、本社水道施設の専任である者(常務)を配置したいのですが可能でしょうか。	実施設計段階の責任者への配置に伴い、本社水道施設の専任に該当しない扱いとなるかについて、ご確認ください。定例会議への出席をはじめ、実施設計段階の責任者としての業務に対応可能であれば配置可能です。
5	実施要項	【共通】6～7	「実施設計段階の責任者」および「工事施工段階の責任者」について、複数名提示することは可能でしょうか。	「実施設計段階の責任者」及び「工事施工段階の責任者」については、それぞれ1名の配置としてください。なお、配置する責任者は、「第1-10参加資格要件」に記載の要件を満たす者としてください。
6	実施要項	【共通】6～7	「工事施工業務における監理技術者経験」は工期の過半以上の従事期間があれば、有効な実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。その場合、従事期間と全期間従事しなかった理由が明確にわかる資料をご提示ください。
7	実施要項	【共通】8	第3 参加申請の1 (1) ⑨(設備：⑧)「配置予定の技術者に関する調書(実施設計段階の責任者の実績)」についてお伺いいたします。実務経験証明書に加えて、当該技術者の氏名が記載された完成図や施工時に提出した組織図などの書類を添付することで、実績の内容を証明する書類としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。2番の回答もご確認ください。
8	実施要項	【共通】8～9	配置予定技術者の実績証明方法についてお伺いいたします。CORINS登録による実績確認ができない場合は、所属会社が発行する経歴書において、雇用責任者が当該実績を証明する形式として差し支えないでしょうか。	当該技術者の氏名が記載された完成図や施工時に提出した組織図などの書類、所属会社が発行する経歴書等において、雇用責任者が当該実績を証明する内容であれば、その形式は問いません。なお、確認に必要な事項が提出資料のみでは不足している場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
9	実施要項	【共通】9	「1 参加資格確認-(3) 提出方法」において、提出は電子メールによるとありますが、メールに添付するファイルの容量制限の有無をご教示ください。また、提出書類は様式類及び証明書類をPDF形式で提出するとの理解でよろしいでしょうか。あわせて、ファイルの添付方法に指定がございましたらご教示ください。	メールに添付するファイルの容量は20M程度とし、PDF形式にてご提出ください。また、ファイルの添付方法に指定はございません。
10	実施要項	【共通】9	配置予定技術者の「兼務等を確認できる書類」とは、本プロポーザル実施時点の兼務を指すという理解でよろしいでしょうか。また「従事中の工事一覧」に記載が必要な項目や書式がある場合はご教示下さい。また、経営事項審査時に許可行政庁に提出した技術職員名簿について、本プロポーザルの配置予定技術者の該当頁のみの提出でよろしいでしょうか。	「兼務等を確認できる書類」については、本工事の工事期間中において、現時点で想定している兼務等がある場合、その兼務状況を確認できる書類をご提出ください。また、「従事中の工事一覧」の書式について指定はありませんが、工事概要が確認できる内容を記載してください。なお、経営事項審査時に許可行政庁へ提出した技術職員名簿については、配置予定技術者に係る該当頁のみの提出でよろしいです。
11	別紙5	-	企業実績は東北支店管轄に限らず、全社での実績と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
12	別紙5	-	実績はすべて元請・一次下請の別を問わない実績と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	様式4-4	【共通】4	ダウンロードした様式に協定書5通を作成 となりますが、捺印しPDFにて電子で提出。その他5部を袋綴じして作成と理解してよろしいでしょうか。	建設工事共同企業体協定書(甲)(様式4-4)は、構成員が記名押印した協定書をPDF化のうえ、参加申請時の提出方法に従い電子メールにて提出してください。なお、協定書は4者からなる共同企業体の場合は5通作成として、構成員数に応じて必要な部数を記載して提出してください。

14	様式6-1	-	従事役職ですが、工事の現場代理人はどこに該当しますか。担当技術者に☑でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	-	-	技術協力業務委託を請ける際、一級建築士等必要な資格はありますか。	実施要項「第10(2)」に記載の資格が必要です。なお、特許技術を使用した提案等により計画通知上の「その他の設計者」となる場合は、建築士事務所登録が必要です。